

## 自立支援医療に係る生活保護移行防止策（生保減免）について

平成18年2月10日

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

### （防止策の内容）

自立支援医療費の受給者について、市町村民税額等から設定される負担上限月額に基づき自己負担額を支払うことによって生活保護が必要となることが想定される場合であって、かつ、より低い負担上限月額が適用されれば生活保護を必要としなくなるということが想定される場合については、より低い負担上限月額を適用し、生活保護に移行することを防止する(以下当該防止策を「生保減免」という。)こととする。

### （具体的な仕組み）

福祉事務所において生活保護申請を受受理し収入認定を行う際に、収入から控除する自立支援医療に係る自己負担額（当該月における自立支援医療に係る医療費総額の予想額、所得区分に応じた自己負担額の予想額及び食事療養費における標準負担額等を勘案して算出される額）を減免することで生活保護を必要としなくなる者(以下「境界層対象者」という。)については、生活保護申請を却下し、「障害者自立支援法における境界層対象者証明書(以下「証明書」という。)」を交付する。

却下に際しては、生保減免において適用しうる負担上限月額が、5,000円、2,500円、0円、0円+食事療養費免除の4区分であるので、適用すれば生活保護を必要としなくなる区分のうち、最も高額な区分を適用させる前提で却下を行う。

その際、証明書には境界層対象者であること並びに減免又は免除が行われるべき生保減免に係る負担上限月額の区分(上記 から の区分)を記載することとする。

生保減免を希望する受給者は、支給認定の申請又は支給認定の変更申請の際に、当該証明書を添えて市町村等に申請を行う。

市町村等は、自立支援医療受給者証(以下「受給者証」という。)及び自己負担上限額管理票(以下「管理票」という。)に境界層対象者であること及び適用すべき負担上限月額(減免又は免除後の額)を記載する。なお、食事療養費の免除に該当する場合は、その旨を受給者証及び管理票に記載すれば良いものとする(負担上限月額が0円である旨を記載しなくともよい。)

受診者が指定自立支援医療機関で自立支援医療を受けた場合は、受給者は受給者証及び管理票を提示し、指定自立支援医療機関は管理票に記載された額を限度として受給者から自己負担額を徴収することとする（徴収実績を管理票に記載するのは他の場合と同様。負担上限月額が0円の場合は受給者証の提示により管理票の提示及び徴収実績の記載は省略して差し支えない）。

なお、自立支援医療においては、支給認定の有効期間中に負担上限月額に変更を生じさせる場合、通常、新たな負担上限月額は変更認定のあった日の属する月の翌月初日から適用されることとしているが、生保減免については、生保減免を前提として生活保護が却下されていることから、証明書の発行に係る生活保護の申請日の属する月の月初に遡及して適用するものとする。

（障害担当部局の留意事項）

自立支援医療費の支給認定の申請者が、申請時点において生保減免の適用を希望している場合又は生保減免の対象者であることが明らかである場合には、支給認定の申請と同時に福祉事務所で生保減免の手続きをとるよう指導すること。

また、福祉事務所における生保減免手続きに際して福祉事務所から当該生保減免申請者の所得状況、自立支援医療における所得区分、負担上限月額、概算医療費等の問合せがあった場合には、本人の同意を得なくとも協力して差し支えない（生活保護法第29条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号）。ただし、前段において生保減免の手続きをとるよう指導する場合など、予め生保減免を申請することが分かっている場合には、福祉事務所の照会に応じて市町村等の保有する情報を提供する旨、本人の同意を得ておくことが望ましい。

< 参照条文 >

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）

（調査の囑託及び報告の請求）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四（略）

3・4 （略）

(生保減免一問一答)

- Q 1 生活保護移行防止措置(以下「生保減免」という。)の対象となる所得区分に制限はあるのでしょうか。
- A 1 生保減免をしなければ生活保護の対象となる人すべてです。低所得のみならず、中間所得世帯等であっても条件に合致すれば減免の対象となります(ただし、自立支援医療の対象外となっている者、経過措置で対象となっている一定所得以上の高額治療継続対象者(いわゆる「重度かつ継続」)は対象外です)。
- Q 2 生保の世帯と自立支援医療の世帯の概念が異なりますが、実務においてはどのように考えればいいのでしょうか。
- A 2 それぞれの制度における世帯概念を使用します。つまり、福祉事務所では生保世帯範囲で通常どおり判断することになります。なお、受診者(申請者ではない)が生活保護世帯若しくは生保減免対象世帯に所属している場合には、所得のある被保険者の医療保険に扶養されている場合であっても生活保護世帯又は生保減免の対象として取扱うこととします。
- Q 3 世帯概念が異なることにより、生保減免後の上限額より世帯の特例による所得区分に基づく上限額の方が低くなってしまいうケースが出てくると思いますが、その場合はどちらを採用するのでしょうか。
- A 3 低い方の負担上限月額を採用してください。
- Q 4 自立支援医療の申請時に添付する境界層対象者証明書は障害者本人分だけでよいのでしょうか。
- A 4 18歳以上の障害者(受診者)の場合は本人分のみで構いません。  
18歳未満の障害児の場合、医療費の負担義務及び自立支援医療費の受給権は児童福祉法に基づく障害児の保護者に発生するため、当該保護者の証明書を添付する必要があります。
- Q 5 福祉と医療の双方を利用する場合、減免の順序はどうなるのでしょうか。
- A 5 福祉を先に減免します。福祉の負担上限をゼロにしてもなお生保の対象となる場合であって、医療の負担上限を減額すれば生保の対象外となる場合に生保減免の対象となります。
- Q 6 生保の対象となるか判定する際の医療費はどのように考えればいいのでしょうか。

うか。

- A 6 更生医療、育成医療については医師の意見書に医療に要する期間・医療費の概算額を記載することになっています。精神通院医療については、福祉事務所が市町村等の障害担当部局に照会することになります。
- Q 7 境界層対象者証明書にはどのように記載されるのでしょうか。
- A 7 証明書には4つの区分(5,000円、2,500円、0円、食事療養費免除)のどこに該当するかを記載することとなっています。具体的な記載方法については社会・援護局保護課より別途福祉事務所に連絡文書を発出することとしています。
- Q 8 生保減免に該当した場合、受給者証及び負担上限月額管理表にどのように記載すれば良いのでしょうか。
- A 8 境界層対象者に該当する旨及び適用すべき負担上限月額(5,000円、2,500円、0円、食事療養費免除)を記載してください。なお、減免後の負担額が0又は食事療養費免除であって負担上限月額管理表が不要である場合は、負担上限月額管理表には記載しなくとも差し支えありません。
- Q 9 支給認定を受けている途中で生保減免の対象となり、負担上限月額を変更することになりました。上限額の変更は福祉と同様、申請された日の属する月の翌月の初日に遡って適用するのでしょうか。
- A 9 生活保護の適用を回避する必要がありますので、生活保護の申請があった日の属する月の初日に遡って適用します。
- Q 10 中間層の場合、高額療養費の上限(7万2300円+1%)からいきなり5,000円になるのでしょうか。
- A 10 高額療養費制度における生保減免(3万5400円)を適用することで生活保護を必要としなくなる場合には、高額療養費制度による減免を適用することになります。食費についても同様に、自立支援医療制度では全額負担か免除かとなりますが、医療保険の減免制度(780円 650円 500円 300円)を適用することで生活保護を必要としなくなる場合には、当該減免制度を優先して適用することとなります。それでもなお生活保護を必要とするが、免除することで保護を必要としなくなる場合に、自立支援医療制度における生保減免の対象となります。詳細は「高額療養費及び老人医療に高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」(平成14年9月30日社援保発第0930001厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照してください。